

契約の内容

業務名称	日本学生支援機構市谷事務所設計業務(実施設計)		
業務概要	日本学生支援機構市谷事務所を再整備するために必要な建築及び設備設計業務について、設計業務委託特記仕様書に基づき実施設計業務を行う。		
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約担当官等の役職	理事長	
	契約担当官等の氏名	吉岡 知哉	
	所属する部局の名称	独立行政法人日本学生支援機構	
	所属する部局の所在地	神奈川県横浜市緑区長津田町4259	
契約年月日	令和 5年 3月 1日		
契約の相手方の名称	株式会社綜企画設計 千葉支店		
契約の相手方の住所	千葉県千葉市中央区中央3丁目3-1		
契約金額(税込み)	157,190,000円		
予定価格(税込み)	158,249,300円		
業務場所	東京都新宿区市谷本村町10-7		
業務区分	建築関係設計業務		
業務期間	令和 5年 3月 1日から 令和 5年 3月31日まで		

随意契約理由書

1. 業務名：日本学生支援機構市谷事務所設計業務（実施設計）

2. 随意契約の相手方：東京都中央区日本橋蛸殻町1-30-5

株式会社総企画設計

代表取締役社長 原 澄 雄

代理人

千葉県千葉市中央区中央3丁目3-1

株式会社総企画設計千葉支店

支店長 大 石 武 志

3. 随意契約適応法令：契約事務取扱細則第23条第1項第1号

（随意契約によることができる場合）

第23条 会計規定第16条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

（1） 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

4. 当該業務の随意契約に付する理由

本件、市谷事務所再整備をするための実施設計業務は、基本設計に基づいて設計意図をより詳細に具体化するものである。基本設計の内容には、法適合等の諸条件を熟知している者が実施する必要がある、他者では、基本設計内容の確認作業や行政機関との再調整等業務の遅延による整備全体工程に支障を生じる可能性がある。基本設計内容と密接不可分な関係にあることから、実施設計業務は、本機構会計規程第16条1項及び契約事務取扱規則第23条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）に基づき、随意契約を締結するものである。

令和5年2月28日

独立行政法人日本学生支援機構

施設整備推進室長 岩 淵 靖 志